

芦屋市立精道中学校いじめ防止基本方針（令和4年6月改訂）

芦屋市立精道中学校

1 本校の方針

本校は、「夢と志を持って、たくましく未来を切り拓く生徒の育成」を教育目標として、その実現を図ることにより、生きる力を持つバランスの取れた人材の育成と、活気と秩序のある学校づくりを目指している。全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、その生徒と学校の内外を問わず一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であってその生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

(2) いじめの具体例

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 程度や意図にかかわらず、ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ 金品をたかられる
- オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- キ メールや SNS 上で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) いじめか否かを判断する時の原則

- ア いじめられた生徒の立場に立つこと
 - ・ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない
- イ 生徒本人や周囲の状況を客観的に把握しておくこと
 - ・ いじめられていても本人が否定する場合もある
 - ・ 被害者 VS 加害者という二者関係だけでなく、集団の中にある雰囲気（はやし立て、面白がったりする存在や、知っていても暗黙の了解を与える傍観者の存在）に留意する
- ウ 組織的に判断すること
 - ・ 特定の教職員のみによることなく、組織（別掲）で判断をする。
 - ・ 暴力的なものよりも、心理的ないじめが増加しており、見えにくくなっている

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

(1) 日常の指導体制

管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラー、その他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの未然防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①少なくとも3か月を目安とし、いじめに係る行為が止んでいること。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時」で、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認める時」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案によっては教育委員会とも連携を図りながら、迅速に調査し、学校が判断する。

また生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、教育委員会と連携を図りながら、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の

解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、これまでも学校の取組等の情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、学校評議員会等あらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。